

令和3年度余市町職員 (土木・水道技師)採用試験の案内

受験資格

- 昭和61年4月2日以降に生まれた方かつ、次の要件のいずれかに該当する方
- ① 学校教育法による大学、短期大学、専門学校及び高等学校を卒業若しくは令和3年3月までに卒業見込みの方で、土木に関する学科を専攻・履修した方
 - ② 管工事施工管理技士の資格2級以上を有する方
 - ③ 給水装置工事主任技術者の資格を有する方
 - ④ 水道施設管理技士の資格3級以上を有する方

試験方法 論文(作文)試験・面接試験

試験日時

令和3年1月23日(土) 予定
※詳細については、後日連絡します。

試験会場 余市町役場

受付期限

令和3年1月15日(金)まで
※郵送の場合は令和3年1月15日(金)必着
町のホームページに募集要領を掲載しています。

申込書の請求および提出・問合せ 総務課 人事厚生グループ ☎21-2111



固定資産税等のお知らせ

申告期限

令和 **3** 年 **2** 月 **1** 日(月)

1 固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、令和3年1月1日現在所有されている場合は、令和3年度分の固定資産税(償却資産)の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

なお、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した資産については固定資産税の特例が適用される場合があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

2 固定資産税の課税の特例について

過疎地域等の指定による課税の特例により、町内において対象業種の用に供する施設・設備を令和2年中に新設または増設した場合、申請により固定資産税の課税免除等を受けられる場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆特例の種類

- ① 過疎地域指定における課税免除の対象となる業種 ・ 製造業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く)
- ② 半島振興対策実施地域における不均一課税の対象となる業種
・ 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く)

3 中小事業者等に対する令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少率に応じて、令和3年度分に限り、中小事業者等に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆対象者 次のいずれも満たす方

○令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等(※)

※中小事業者等とは、資本金または出資金が1億円以下の法人、従業員が1,000人以下の個人事業主等、資本または出資を有しない法人のうち従業員が1,000人以下の法人。ただし、大企業の子会社は除く。

○申告期限までに認定経営革新等支援機関等(金融機関、税理士、商工会議所など)の認定を受け、税務課に申告した方

◆軽減割合	売上高の減少率	30%以上 50%未満	50%以上
	軽減の割合	2分の1	全額

◆対象資産 ①事業用家屋(居住の用に供している部分は対象外です) ②所有する事業の用に供する償却資産

問合せ 税務課 課税グループ ☎21-2115